



平成26年6月20日

「主要各国の年金制度」

現在、厚生労働省では年金の支給開始年齢の上げを中長期的な課題として検討しています。では、日本以外の各国での年金制度はどのようなのでしょうか？今回は、主要各国の年金制度を表にしてみました。特に受給開始年齢と最低加入期間に注目して下さいネ！



国	年金制度への加入対象者			老齢年金の受給要件	
	被用者	自営業者	無業の人	受給開始年齢	最低加入期間
日本	加入義務あり	加入義務あり	加入義務あり (20歳～)	65歳(国民年金) 60歳(厚生年金保険)	25年
ドイツ	加入義務あり	職種により、 加入義務あり	加入義務なし	65歳1ヶ月 (今後の引上げ決定)	5年
イギリス	所得により、 加入義務あり	所得により、 加入義務あり	加入義務なし	男性 65歳 女性 61歳 (今後の引上げ決定)	男性 11年 女性 9.75年 ※2010年4月6日以 降に65歳を迎える 人については1年
韓国	加入義務あり	加入義務あり	加入義務あり (27歳～)	60歳 (今後の引上げ決定)	10年
アメリカ	加入義務あり	所得により、 加入義務あり	加入義務なし	66歳 (引上げ実施中)	10年
ベルギー	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし	65歳 (60歳受給可能)	なし
フランス	加入義務あり	職種により、 加入義務あり	加入義務なし	60歳 (今後の引上げ決定)	なし
カナダ	(OAS) 加入義務あり (CPP) 加入義務あり	(OAS) 加入義務あり (CPP) 加入義務あり	(OAS) 加入義務あり (CPP) 加入義務なし	65歳	老齢年金(OAS) カナダ国内在10年 カナダ国外在20年 退職年金(CPP)なし
オーストラリア	加入義務あり	加入義務なし (任意)	加入義務なし	男性 65歳 女性 64歳6ヶ月 (今後の引上げ決定)	10年 (うち5年は連続)
オランダ	加入義務あり	加入義務あり	加入義務あり	65歳 (今後の引上げ決定)	なし
チェコ	加入義務あり	加入義務あり	一部 加入義務あり	(今後の引上げ決定)	26年
スペイン	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし	65歳 (今後の引上げ決定)	15年(※11) (条件あり)
アイルランド	所得により、 加入義務あり	所得により、 加入義務あり	加入義務なし	66歳 (今後の引上げ決定)	5年(260週) (給付が2012年4月 6日以後に開始され る場合10年(520週)に引き上げ)
ブラジル	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし	男性 65歳 女性 60歳	15年
スイス	加入義務あり	加入義務あり	加入義務あり	男性 65歳 女性 64歳	1年

(今後の引上げ決定)とは、すでに各国での支給開始年齢の引上げが決定されている場合です。イギリス・アイルランドでは68歳、アメリカ・オーストラリア・オランダ・スペインでは67歳まで決定されています。